

「障害者施設等火災対策検討部会報告書」 について

予防課

1 はじめに

消防庁では、平成25年2月8日に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム火災（以下「グループホーム火災」という。）を受けた「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」の検討結果を踏まえ、「障害者施設等火災対策検討部会」（以下「検討部会」という。）を開催し、障害者施設、障害児施設、児童福祉施設、生活保護施設のうち消防法施行令別表第一（6）ロに該当するもの（以下「障害者施設等」という。）の火災被害拡大防止対策等及び火災予防行政の実効性向上等について検討を進めてきた。

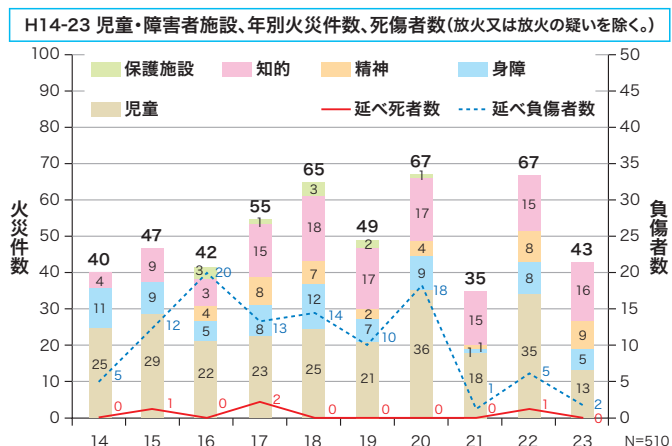
ここでは、平成26年3月28日に公表した検討部会の報告書の概要を紹介する。なお、報告書の全文については、消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/04_zenbun.pdf)を参照していただきたい。

2 障害者施設等の概要

(1) 障害者施設等における火災の発生状況

平成14年から23年までの10年間に於いて、障害者施設等では年間40～60件程度の火災が発生しており、死者数は年間0～2人程度、負傷者は年間20人程度である（図1参照）。

図1 最近10年間の障害者施設等における火災件数等



(2) 障害者施設等の運用について

障害者の地域生活を支援する目的で、様々な形態の住まいである障害者施設等が存在していることから、今後とも関係機関が情報を共有し、障害者を取り巻く環境の変化に応じた対応をすることが求められる。

3 障害者施設等における今後の火災対策にあり方

(1) グループホーム火災を踏まえた課題

グループホーム火災と同様に、障害者施設等においても、少数の介助者により、初期消火、消防機関への通報、多数の自力避難が困難な者の避難誘導などを行う必要があり、火災通報装置の操作・通報を適切に実施するため、従業員に対する教育・訓練に加え、設備・装置に係る工夫も図るべきである。

また、消防訓練を適切に行うことや、建築基準法令の適合状況を関係行政機関間で情報共有することも重要である。

(2) ソフト面での主な対策

① 従業員教育

障害者施設等では、夜間の介助者が少なく、防火管理者が常に業務に従事しているとは限らないことから、全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応することができるよう、定期的に教育を実施していくことが必要である。

② 効果的な訓練の実施

火災発生時の初期対応においては、施設の限られた人数及び時間の中で、初期消火、消防機関等への通報、入所者の避難誘導等を行う必要があるため、日頃の消防訓練が重要であり、訓練を行う際には、建物構造や入居者の特性、設置されている設備の状況、具体的な避難経路や避難方法等施設の実情を考慮し、その効果を高めていく工夫が必要である。

(3) ハード面での対策

① 自動火災報知設備と火災通報装置の連動

自動火災報知設備と火災通報装置の連動について



は、自動火災報知設備の発信機が誤って操作されるおそれがあるといった点などに鑑み、これまで法令上自動化を義務付けていなかったが、少人数の介助者で多数の障害者の避難誘導を行うことが求められる障害者施設等の特性を踏まえると、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにするべきである。

② 防火関係の法令に不適合の施設の改善

消防法令上や建築基準法令上に規定される基準に不適合の建物においては、火災発生時に必要な初期消火、感知・通報、延焼拡大防止が図られないため、ソフト面の対策だけでは十分な効果が得られない。そのため、消防部局及び建設部局ではそれぞれ消防用設備等の設置・改善、建物の防火性能の確保を図るとともに、関係機関間において情報共有を図ることが必要である。

③ スプリンクラー設備の設置基準の見直し

ア 基本的な考え方

グループホーム火災を踏まえた教訓として、小規模な建物についても、入居者の状態によっては、介助者の避難誘導が困難となり、大きな被害が発生しうることが明らかとなったことから、障害者施設等について、避難の際に介助を要する者が主として入居する場合には、人命安全を最優先に考慮し、275㎡未満の建物についてもスプリンクラー設備の設置をすべきである。

一方、避難の際に介助を要する者が主として入居する施設以外の建物では、スプリンクラー設備を要さないこととしても避難への支障が少ないものと考えられる。

イ 構造等を踏まえたスプリンクラー設備が不要となる要件（表1）

- A 居室について、床面積100㎡以内かつ3室以内ごとに、準耐火構造等で区画されているもの
- B 居室の壁及び天井について難燃材料で仕上げるなど、当該居室や廊下における火災の成長を抑制することが期待できるもの
- C 100㎡未満の建物においてAの区画がない場合は、入居者の居室が避難階にあって、火災の延焼拡大を抑えるための内装の不燃化を図る方法と、避難に要する時間を検証する方法により迅速に屋外へ避難できるもの
- D 共同住宅の一部を障害者施設等として利用しているもののうち、住戸を準耐火構造で区画し、内装制限等を行っているもの

表1 スプリンクラー設備の設置が免除される構造

	具体的な構造	
	(1) 延べ面積が275㎡未満のもの (2) に該当するものを除く。	(2) 延べ面積が100㎡以下で入居者の利用室が避難階にあるもの
例外1 火災が発生しても火災が拡大しにくく、煙も生じにくいように措置されたもの	ア：延焼抑制構造の区画(①)を有する イ：壁・天井の不燃性が高い(②)ものとなっていること。 ※現行の延べ面積が275㎡以上1,000㎡未満のもので免除される要件と同様。	壁・天井の不燃性が高い(②)ものとなっていること。
例外2 例外1と同等の安全性を有するもの	ア：延焼抑制構造の区画(①)を有する イ：避難が容易な構造(③)を有するものとなっていること。	避難が容易な構造(③)を有するものとなっていること。

①延焼抑制構造の区画

準耐火構造の床・壁で区画され、開口部の面積が一定以下で、当該開口部に自閉式等の防火戸が設けられており、区画された部分の床面積が100㎡以下で、居室が3以下のもの。

②壁・天井の不燃性が高い

壁・天井のうち、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料であり、その他の部分にあっては難燃材料であること。

③避難が容易な構造

避難階のみに要介助者が入居している施設において、早期感知や屋外から直接に避難誘導できる経路の確実な確保が図られており、かつ、火災の影響が少ない時間内に介助者が入居者を屋外に避難させられることが個別に検証されたもの。

4 おわりに

平成26年4月1日に施行される障害者総合支援法による障害支援区分の見直しの動きについて、今後さらに注視しつつ、必要に応じて障害者関係団体等とも意見交換を行い、実効性のある対策を構築していくことが望ましい。

問い合わせ先

消防庁予防課 設備係長 金子
TEL: 03-5253-7523